

## 第1章 第4次計画策定にあたって

### 第1 計画策定の趣旨

本区では、子ども読書活動を推進するために、平成17年3月に「墨田区子ども読書活動推進計画」（平成17年度～平成21年度）を策定し、平成22年3月に同計画（第2次）、平成27年3月に同計画（第3次）を策定し、家庭、地域、学校、図書館等が連携・協働しながら、子どもの読書が活発に行われるように、読書活動の推進に取り組んできました。

今年度をもって、同計画（第3次）の期間（平成27年度～平成31年度）が終了することから、新たに「墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

この間、平成30年墨田区議会第4回定例会において、「墨田区子ども読書活動推進条例」（以下「条例」という。）が制定されました。この条例は、基本理念のほか、家庭、地域、学校での取組、学校図書館の整備と区立図書館の取組を定めています。

本計画は、条例の規定に基づくとともに、第1次～第3次の計画における取組を受け継ぎ、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備・充実を進め、総合的・体系的に推進するための施策を示します。

### 第2 本計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「法」という。）第9条第2項及び条例第9条の規定に基づく計画であり、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月、文部科学省）及び「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年2月、東京都教育委員会）を基本として、墨田区の現状を踏まえ、今後5年間にわたる子どもの読書活動の具体的な施策を明らかにするものです。

### 第3 本計画の対象者

おおむね18歳以下の子ども

## 第4 本計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## 第5 本計画の推進

### 1 推進体制

教育委員会が進める各種の本計画に基づく事業の推進について、随時、墨田区図書館運営協議会（以下「運営協議会」という。）に意見を求め、効果的かつ効率的に取り組めます。

### 2 協力体制

本計画の実施にあたり、区立図書館・図書室のほか、学校、地域力支援部、子ども・子育て支援部、保健センター等の関係部署が互いに連携・協力し、積極的に取組を進めると同時に、家庭や地域をはじめ子どもの読書活動の推進に関わる方々と連携し、計画の協働化を図ります。

### 3 本計画の検証

本計画の進捗及び効果を測るため、施策と目標を設け、毎年度、実施状況と成果について検証し、今後の計画推進に反映させます。

実施状況等については、条例第10条第3項の規定に基づき公表します。

#### ※検証の基準について

各年度の目標値は、計画年度（5年間）で達成する値とします。

- ・「目的達成」計画最終年度の目標値を達成している。
- ・「順調に推移」各年度の目標値を達成している。
- ・「改善・努力が必要」各年度の目標値を下回るが、計画策定時より向上が見込まれる。
- ・「達成見込なし」計画最終年度の目標達成が見込めない。